

1. 用紙

品名	環境配慮仕様	備考
複写機用紙	<p>【水準1】</p> <p>①総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ③製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 ・古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 	<p>■平成22年3月31日までに製造されたコピー用紙については、総合評価値70以上80未満であれば可。</p> <p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P7～P9を参照すること。</p> <p>■証明書については、環境局からの通知を参照すること。</p>
OA用紙(フォーム用紙等)	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率70%以上 ・バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ・塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 	<p>■機械読み取り用紙(OCR用紙等)は除く。</p>

2. 印刷物

品名	環境配慮仕様	備考
パンフレット類 (パンフレット、ポスター、チラシ等背糊のないもの)	<p>【水準1】 (用紙)</p> <p>①総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ③製品の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>(印刷インキ)</p> <p>①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。</p> <p>① 石油系溶剤を使用しないインキ ② 石油系及び植物系の溶剤(油脂)を用いたインキで、芳香族炭化水素類が1%以下の溶剤を用いたインキ(エコマーク商品認定基準に適合又は同等以上のもの)</p> <p>【水準2】 (VOC対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱風乾燥印刷の場合、VOC排出処理装置(脱臭装置)を100%設置し適切に運転・管理していること。またはUV印刷を行っていること。 ・水なし印刷システムを採用していること。 ・湿し水循環システムを採用するなど、IPA濃度を5%未満に管理していること。 ・VOC配慮型湿し水を50%以上使用していること。 ・自動布洗浄を使用する、または自動液洗浄の場合は循環システムを使用していること。 ・VOC配慮型洗浄剤を50%以上使用していること。 ・廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOC発生抑制策を講じていること。 <p>(印刷)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ・原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ・印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。 ・印刷版(アルミ基材のもの)のリサイクルを行っていること。 ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P11～P13の【判断の基準】①～③を参照すること。</p> <p>■付属資料1「環境に配慮した印刷発注」を参照のこと(証明書については、P8～10を参照)。</p>

<p>報告書類(パンフレット類を除く背糊のあるもの)</p>	<p>【水準1】 (用紙) ①総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプ原料の使用に関しては、合法性の証明書を納品時に提出すること。 ③製品の総合評価値及びその内訳がウェブサイト等で容易に確認できること。 (印刷インキ) ①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。 ① 石油系溶剤を使用しないインキ ② 石油系及び植物系の溶剤(油脂)を用いたインキで、芳香族炭化水素類が1%以下の溶剤を用いたインキ(エコマーク商品認定基準に適合又は同等以上のもの) (加工資材) 製本加工等で使用する加工資材は、紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならないものを使用すること。 【水準2】 (VOC対策) ・熱風乾燥印刷の場合、VOC排出処理装置(脱臭装置)を100%設置し適切に運転・管理していること。またはUV印刷を行っていること。 ・水なし印刷システムを採用していること。 ・湿し水循環システムを採用するなど、IPA濃度を5%未満に管理していること。 ・VOC配慮型湿し水を50%以上使用していること。 ・自動布洗浄を使用する、または自動液洗浄の場合は循環システムを使用していること。 ・VOC配慮型洗浄剤を50%以上使用していること。 ・廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOC発生抑制策を講じていること。 (印刷) ・印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ・原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ・印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。 ・印刷版(アルミ基材のもの)のリサイクルを行っていること。 (加工資材) ・別紙「古紙リサイクルランクリスト」に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使われていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。 ・印刷物へリサイクル適正を表示すること。</p>	<p>■付属資料1「環境に配慮した印刷発注」参照のこと ■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P11～P13の【判断の基準】①～③を参照すること。 ■付属資料1「環境に配慮した印刷発注」を参照のこと(証明書については、P8～10を参照)。</p>
--------------------------------	---	---

3. 文具・事務用品

品名	環境配慮仕様	備考
【文具類共通】	<p>【水準1】 再生材の基準として、金属を除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。</p> <p>1 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ただし、スタンプ台、朱肉、連射式クリップ(本体)、修正テープについては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。</p> <p>2 木質の場合にあっては、間伐材、製材残材等の再生資源が使用されていること、又は、合法に伐採された木材が使用されていること。(証明方法は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠すること。)また、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>3 紙の場合にあっては、再生紙を使用していること。パージンパルプが原料として使用される場合は、間伐材、製材残材等の再生資源からつくられたパージンパルプ、又は、合法に伐採された木材からつくられたパージンパルプであること。</p> <p>【水準2】 ・古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■環境配慮基準による調達等が困難な場合、左記仕様を『環境物品等の調達に関する基本方針(平成22年2月)(P14文具類共通)』の判断の基準を満たすこと。に代えることができる。</p> <p>■「スタンプ台」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置として、文具類共通の判断の基準(40%以上)でも可。</p> <p>*「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程利用されるものは除く)。 *「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p>
【筆記具】		
シャープペンシル	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。	
シャープペンシル替芯	〃 (ケース)	
ボールペン	〃	
水性マーカー	〃	
サインペン	〃	
蛍光ペン	〃	
鉛筆	〃	
【テープ類】		
セロハンテープ	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)(巻き芯)	
布粘着テープ	【文具類共通】のとおり(製品本体について再生材を使用)	
【紙製品】		
封筒	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)	
封筒クラフト	〃	
ノート	〃	
付箋	〃	
インデックス	〃	
プリンターラベル	〃	
【ファイル類】		
フラットファイル	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)	
Z式ファイル	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)、とじ具が分離可能	
パイプ式ファイル	【文具類共通】のとおり(表紙芯材に再生紙を使用)、とじ具が分離可能	
ボックスファイル	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)	
カットフォルダー	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)	
個別フォルダー	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)	
持ち出しフォルダー	【文具類共通】のとおり(再生紙を使用)	
クローズ表紙	【文具類共通】のとおり(表紙芯材板紙に再生紙を使用)	
クリアファイル	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。	
クリアケース	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。	
クリアホルダー	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。	
【その他】		
文書保存箱	古紙パルプ配合率80%以上	
定規	【文具類共通】のとおり(再生材を使用)。	
のり(液状、スティック)	【文具類共通】のとおり(再生材を使用:容器部分)	
はさみ	【文具類共通】のとおり(再生材を使用:ハンドル部分)	
連射クリップ	【文具類共通】のとおり(再生材を使用(本体))	
修正液、修正テープ	【文具類共通】のとおり(再生材を使用(本体))	
ステープラー	【文具類共通】のとおり(再生材を使用(カバー部分))	
スタンプ台、朱肉	【文具類共通】のとおり(再生材を使用(ケース))	

トナーカートリッジ	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量(トナーを除く)の50%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量(トナーを除く)の95%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 ・トナーの化学安全性が確認されていること。 ・感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ・使用される用紙が本ガイドの品目に該当する場合は、当該環境配慮仕様を満たす用紙に対応可能であること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P58～P61を参照すること。</p>
塗料	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物内装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。 ・建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、従来型の溶剤系塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。 	<p>従来型の溶剤系塗料とは: 「東京都VOC対策ガイド【屋外塗装編】」(H18年.4月環境局)P26「付表1-4 溶剤系塗料のVOC含有量」参照</p>
ダストブロー	<p>オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取り扱いについての適切な記載がなされていること。</p>	
チョーク	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p>	

4. 衛生用紙

品名	環境配慮仕様	備考
トイレトペーパー	<p>【水準1】 古紙パルプ配合率100%</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	
ティッシュペーパー	<p>【水準1】 古紙パルプ配合率100%</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

5. 衣料品等

品名	環境配慮仕様	備考
災害対策用毛布	<p>【水準1】 ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P132～P134を参照すること。 ■【水準1】については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置として、「再生PET樹脂からつくられるポリエステルが製品全体重量比で10%以上使用されていること。」でも可。</p>
災害対策用カーペット	<p>【水準1】 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P108～P109を参照すること。 ■【水準1】については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置として、昨年度版の「環境物品等の調達に関する基本方針(平成21年2月)」(国基準)の判断の基準に替えてもよい。</p>
貸与被服	<p>【水準1】 ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P103～P104を参照すること。 ■【水準1】については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置として、「再生PET樹脂からつくられるポリエステルが製品全体重量比で10%以上使用されていること。」でも可。</p>
作業用手袋	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂からつくられるポリエステル繊維が製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く)で50%以上使用されていること。 ・ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く)で50%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p>
その他繊維製品(旗・のぼり・幕・モップ・テント・シート等)	<p>【水準1】 本体に再生材料を使用していること。</p> <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

6. 什器(オフィス家具)

品名	環境配慮仕様	備考
<p>オフィス家具(椅子、机、棚、収納用什器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード)</p>	<p>【水準1】 ■再生材の基準として、大部分の材料が金属である場合を除き、金属を除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。 1 プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 2 木質の場合にあつては、間伐材、製材残材等の再生資源が使用されていること、又は、合法に伐採された木材が使用されていること。(証明方法は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠すること。)また、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/nh以下又はこれと同等のものであること。 3 紙の場合にあつては、再生紙を利用していること。バージンパルプが使用される場合は、間伐材、製材残材等の再生資源からつくられたバージンパルプ、又は、合法に伐採された木材からつくられたバージンパルプであること。</p> <p>【水準2】 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテル)を極力含まないこと。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・長期使用を可能にするため、修理・メンテナンス体制が整っていること。 ・省資源、部品の再使用、素材のリサイクルに配慮した設計がなされていること。 ・使用済み製品を回収し、再使用又はリサイクルする体制があること ・ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。 ・トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの発散量が可能な限り少ないこと。 ・椅子については、容易に部品を交換できること。 ・包装は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p>	<p>■環境配慮基準による調達等が困難な場合、左記仕様を『環境物品等の調達に関する基本方針(平成22年2月)(P25オフィス家具等)』の判断の基準を満たすこと。』に代えることができる。</p> <p>*「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程利用されるものは除く)。</p>

7. OA機器

品名	環境配慮仕様	備考
<p>コピー機、スキャナー、複合機、デジタルコピー機、プリンタ、ファクシミリ</p>	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。※ 紙の使用量を削減できる機能が付いていること。(両面コピー/印刷機能、複数ページコピー/印刷機能) 鉛、水銀、カドミウム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニエーテルは、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の素材表示がなされていること。 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際エネルギースタープログラム及び同適合製品については、省エネルギーセンターのHP等で確認可能。 コピー機、複合機及びデジタルコピー機の鉛等の含有率については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1の基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。 【水準1】の※については、平成22年度の1年間は経過措置として、昨年度版の「環境物品等の調達に関する基本方針(平成21年2月)」の各【判断の基準】に替えてもよい。
<p>電子計算機(サーバ型電子計算機、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの)</p>	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P35～P37の【判断の基準】を満たすこと。 PCグリーンラベルの認定を受けていること。 上記ラベルの表示がカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、パソコン本体及びモニターについては、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 一般行政事務用ノートパソコンにおいては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。(内臓モデム、無線LAN、フロッピーディスクドライブ、CD/DVDドライブ、MOドライブ等は標準搭載ではなく、調達時に選択又は外部接続可能であること。) <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P35～P37の【配慮事項】のうち、全部又は一部を満たすこと。 製品の素材表示がなされていること。 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> PCグリーンラベル認定の有無は、各メーカーのHP等で確認可能。 パソコン本体及びモニターの鉛等の使用及び表示方法については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の規定によるものとする。
<p>磁気ディスク装置</p>	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入の年度においてエネルギーの使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す数値(W/GB)を上回らないものであること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	<p>省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能。(省エネルギーセンターHPで確認可能)</p>
<p>シュレッター</p>	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 待機電力が国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準に適合していること。 低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以内にセットされていること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	
<p>電子卓上計算機</p>	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	

一次電池又は小形充電式電池	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次電池である場合は、最小平均持続時間が国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準に適合していること。 ・小形充電式電池(二次電池)であること。 <p>【水準2】 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	本項の対象とする電池は、形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
携帯電話、PHS	<p>【水準1】 ・「環境物品の調達の推進に関する基本方針」(平成22年2月)に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>【水準2】 ・「環境物品の調達の推進に関する基本方針」(平成22年2月)に係る配慮事項のうち、全部又は一部を満たすこと。</p>	

8. 照明・家電製品等

品名	環境配慮仕様	備考
<p>蛍光灯照明器具</p>	<p>【水準1】 ・Hfインバータ方式器具であること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ・分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ・使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ・包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>・安全上の問題等によりHfインバータ方式器具の設置が適さないと判断した場合や、特殊な用途に使用される器具等、市場にHfインバータ器具が存在しない場合は、この限りではない。</p> <p>・鉛等の使用及び表示方法については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の規定に準ずるものとする。</p>
<p>直管型蛍光ランプ</p>	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 1 Hfインバータ方式器具に使用するランプの場合は、高周波点灯専用形(Hf)であること。 2 1以外の器具に使用するランプで、ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm/W以上であること。 イ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ. 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 エ. 定格寿命は10,000時間以上であること。</p> <p>【水準2】 ・包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	
<p>電球形状のランプ</p>	<p>【水準1】 ・エネルギー消費効率は、ランプ効率で40lm/W以上であること。 ・電球形状蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 ・定格寿命は6,000時間以上であること。</p> <p>【水準2】 ・LEDランプであること。 ・定格寿命は20,000時間以上であること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>・代替不可能な場合を除き、白熱球は購入しないこと。</p>
<p>エアコン</p>	<p>【水準1】 ・「環境物品等の調達に関する基本方針」に示すエネルギー効率の基準を下回らないこと。統一省エネラベルの対象であるものについては、相対評価が、購入の年度においてもっとも高いもの。(5つ星等の製品が市場に存在しない場合には、4つ星、4つ星がない場合には、3つ星を5つ星相当とみなす。) ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること(業務用のものを除く)。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>・詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P72～P74を参照すること。</p> <p>・省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率により判別可能。統一省エネラベルの対象であるものについては、星の数により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。</p> <p>・鉛等の使用及び表示方法については、業務用のものを除き、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の規定による。</p>

<p>冷蔵庫(電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫)</p>	<p>【水準1】 ・電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫については、統一省エネラベルの相対評価の評価が、購入の年度においてもっとも高いもの。(5つ星等の製品が市場に存在しない場合には、4つ星、4つ星がない場合には、3つ星を5つ星相当とみなす。)</p> <p>・電気冷凍庫については、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。</p> <p>・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>・冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</p> <p>・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること(電気冷凍庫を除く)。</p> <p>【水準2】 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の素材表示がなされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>・業務用のものを除く。 ・電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の統一省エネラベルの星の数については、省エネルギーセンターHPで確認可能。 ・電気冷凍庫の省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。 ・鉛等の使用及び表示方法については、電気冷凍庫を除き、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の規定による。</p>
<p>テレビ</p>	<p>【水準1】 ・統一省エネラベルの相対評価が、購入の年度においてもっとも高いもの。(5つ星等の製品が市場に存在しない場合には、4つ星、4つ星がない場合には、3つ星を5つ星相当とみなす。)</p> <p>・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>・地上デジタルテレビ放送に対応していること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・待機時消費電力が少ないもの。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>・統一省エネラベルの星の数については、省エネルギーセンターHPで確認可能。 ・鉛等の使用及び表示方法については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の規定による。</p>
<p>ビデオ、DVDレコーダー</p>	<p>【水準1】 ・購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す値を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。</p>
<p>電気便座</p>	<p>【水準1】 エネルギー消費効率が統一省エネラベルの多段階評価の4つ星以上の基準を満足すること。</p> <p>【水準2】 ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>・暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、【水準1】を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、多段階評価基準の3つ星でも可。 ・統一省エネラベルの星の数については省エネルギーセンターHPで確認可能。</p>

ジャー炊飯器	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。
電子レンジ	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。</p> <p>・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルの含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	<p>・省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。</p> <p>・鉛等の使用及び表示方法については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の規定による。</p>
ストーブ	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。</p> <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。
ガス調理機器	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんろ部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。 ・グリル部及びオープン部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示すガス消費量(Wh)を上回らないものであること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。
給湯器、温水器	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ式電気給湯器(成績係数(COP)が3.5以上のものに限る。)、ガス潜熱回収型給湯器、又は石油潜熱回収型給湯器であること。ただし、施設設備上の理由等により物理的に設置が困難な場合は、次の1又は2の基準を満たすこと。 1 ガス温水器又は石油温水器の場合は、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率を下回らないものであること。 2 電気給湯器の場合は、通電制御型電気温水器であること。 ・ヒートポンプ式電気給湯器の場合、次の1及び2の基準を満たすこと。 1 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 2 ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の素材表示がなされていること。 ・部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB類、PBDE類ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ・再生プラスチック材が多く使われていること。 ・包装は可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。

9. 自動販売機

品名	環境配慮仕様	備考
自動販売機	・調達の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律における最新の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないこと。	省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターHPで確認可能)。

10. 自動車

品名	環境配慮仕様	備考
自動車	【水準1】 九都県市指定低公害車であること。また、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準が設定されているものは、この基準を満たすこと。	・業務の履行に支障がある場合を除く。 ・用途に応じた車種(大きさ・排気量等)とすること。 ・「東京都指定低公害車」と混同しないこと。

11. 車載機器

品名	環境配慮仕様	備考
カーナビゲーションシステム	VICS(道路交通情報通信システム)に対応していること。	

12. 自動車タイヤ

品名	環境配慮仕様	備考
自動車用タイヤ 【バス・貨物等用】	【水準1】 ・更正可能な構造であること(第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更正タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。ただし、更正に適さない構造である場合は、製品の長寿命化に配慮されていること。 【水準2】 ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。	「更正タイヤ」とは、日本工業規格D4202に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又はD6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。ただし、都バス及び緊急用車両等については安全性に支障がなく、各局車両担当部課が設定する仕様等に適合したものに限る。
自動車用タイヤ 【普通自動車用】 (市販用タイヤ(スタッドレスタイヤを除く))	【水準1】 ・転がり抵抗係数が9.0以下であること。(※) ・スパイクタイヤでないこと。 【水準2】 ・製品の長寿命化に配慮されていること。 ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。	・「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234による。 ・(※)については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法(案)」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

13. ライフライン

品名	環境配慮仕様	備考
<p>電気 (電力の自由化対象施設であり、かつ、電気の購入を競争する場合)</p>	<p>【水準1】 電力の自由化対象施設であり、かつ、電気の購入を競争する場合、環境価値(再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する価値のうち、地球温暖化防止及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。以下同じ。)の確保量(次の(1)及び(2)の合計の量とする。以下同じ。)を予定使用電力量の5%以上とすること。ただし、電気と調達先を別にすることができる。</p> <p>〈環境価値の種類〉 本ガイドで認める環境価値は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第一号及び第二号に規定する知事が別に定める発電(平成21年東京都告示第988号)※1による次のものに限る。</p> <p>(1) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第6条の規定に従って基準利用量の減少に充てたものを除く。)</p> <p>(2) 知事が認める認証機関により認証された環境価値※2の量</p> <p>【水準2】 (水準1の適用施設以外) 環境価値の確保量を予定使用電力量の5%以上とすること。</p>	<p>・電力の自由化対象施設とは、特別高圧受電設備又は高圧受電設備を有する施設を指す。 ・手続き等の詳細については、「東京都グリーン電気購入マニュアル」によること。 【参考】平成22年4月1日現在における水準1の適用施設は、大田市場、東村山老人ホーム及び板橋ナーシングホームの3施設(いずれも特別高圧受電設備を有する施設)</p> <p>※1 平成21年東京都告示第988号 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)第四条の十二第一項並びに第四条の十三第一号及び第二号に規定する知事が別に定める発電又は熱利用並びに同条第一号に規定する知事が別に定める発電を次のように定める。 一 太陽光、風力又は地熱を原動力とする発電(以下「太陽光発電等」という。) 二 水力を原動力とする次のイ及びロに掲げる発電で、千キロワット以下のもの(以下「特定小水力発電」という。) イ ダム式又はダム水路式のもの(発電のためにするもの以外の水利使用に従属するものに限る。) ロ 水路式のもの 三 バイオマス(木材パルプの製造の際に生ずる廃液を除く。以下同じ。)を熱源とする熱を原動力とする発電で、バイオマス及び規則第三条の二に規定する化石燃料等を熱源とする熱の合計量に占めるバイオマスを熱源とする熱の量の割合が百分の九十五以上であるもの(以下「特定バイオマス発電」という。) 四 五(略)</p> <p>※2 平成22年4月1日現在、財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証を得て発行されたグリーン電力証書</p>

14. 燃料

品名	環境配慮仕様	備考
ガソリン	【水準1】 なし 【水準2】 成分の一部に適切な原料を使用したバイオガソリン。	

15. 自動車による運搬及び輸送

品名	環境配慮仕様	備考
自動車による運搬及び輸送	【水準1】 ・自動車NOx・PM法で対策地域内に登録できない自動車は使用しないこと。 【水準2】 ・低公害・低燃費車を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事項は、荷物の運搬契約、人員の輸送契約(自動車の借上げ、雇上げ契約)を対象とする。 ・運搬契約で、自動車の使用を仕様書で規定しない場合は、「自動車を使用する場合は」を補記すること。 ・自動車NOx・PM法による登録の可否については、車検証備考欄を参照すること。 ・「低公害・低燃費車」とは、環境確保条例第34条第1項に基づく東京都指定低公害・低燃費車をいう。

16. 食堂

品名	環境配慮仕様	備考
食堂・喫茶店	【水準1】 廃棄物の発生抑制のため、繰り返し利用できる食器を使用する取組がなされていること。 【水準2】 ・事業者単位で食品廃棄物の再生利用等実施率目標を定め、目標を達成するための取組が行われていること。 ・店舗単位で食品廃棄物の再生利用等実施目標を定めていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店を対象とする。 ・再生利用等実施目標とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。

17. 小売業務

品名	環境配慮仕様	備考
小売業務	【水準1】 容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は消費者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。 【水準2】 取り扱う商品については、可能な限り簡易包装等により容器包装の使用量を削減した商品であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗を対象とする。 ・容器包装の過剰な使用を抑制するための取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど、小売業者自らが取り組む措置をいう。 ・消費者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組とは、商品の販売時にレジ袋を有償で販売すること、レジ袋の必要の有無を消費者に確認することなどの措置をいう。 ・水準1については、容器包装リサイクル法に基づく定期報告第7表の写し、別紙付属資料3の参考様式又はそれらに準ずる内容を含む環境報告書等の写し等により確認する。

18. クリーニング

品名	環境配慮仕様	備考
クリーニング	【水準1】 ・ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ・エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ・ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 【水準2】 可能な限り包装材(ポリ包装資材、袋等)の削減に努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は「環境物品等の調達推進に関する基本方針(平成22年2月)」(国基準)P191を参照すること。